

1. はじめに

建設プロジェクトでは不確実な自然条件や複雑多岐にわたる工程、その他多くのリスクが存在するため、契約で決められた条件、仕様で構造物を完成できない場合が起こりうる。発注者によって注文された建造物が設計仕様に応じていないというリスク事象は瑕疵 (Defects) という形で認識される。わが国の民法と英国法では施工 (workmanship) に関する瑕疵責任に決定的な差異が存在する。わが国の民法では請負者は無過失責任を負い、瑕疵がもたらす損失はすべて請負者に帰着する。一方、英国法の下では、施工に関する瑕疵については受注者は過失責任を負い、瑕疵責任を判断するにあたり、施工時に妥当な注意が払われていれば、受注者は責任を負わない。その背後には、それぞれの国において異なった契約環境が存在し、それぞれ契約環境の下で異なった瑕疵責任ルールを採用することが合理的となるような制度補完的条件 (特定の制度的条件の下で特定のルールが合理的となるような制約条件) が存在することを示唆している。

わが国の請負契約の特殊性は、発注者と請負者の間に「信義則」が存在していることを前提としている点にある。民法典の第1編第1条の2では「権利の行使及び義務の履行は信義に従い誠実に之を為すことを要す」とある。すなわち、契約当事者の相互信頼を基盤とする「信義則」に基づいて、契約遂行に付随して生じる紛争、対立を解決しようとする。契約当事者にモラルハザードに対する誘因が強く働く契約関係では、契約の権利義務関係を忠実に実現するために仲裁廷等による最終的な司法的拘束力を準備しなければならず、立証費用や司法費用等の取引費用が発生する。契約当事者の双方が信義則に忠実に従うことが保証されている場合、契約の権利義務関係を実行するための取引費用を大幅に節約でき、効率的な契約遂行が可能となる。

本研究では、わが国の建設契約の特徴の1つが民法典に規定されている「信義則」にあることに着目する。その上で、信義則に則った契約関係が存在する環境においては、無過失責任ルールに基づいた瑕疵責任の方が、過失責任ルールに基づく場合よりも効率的であることを示す。さらに、信義則が存在しない契約関係を前提としたときに、過失責任ルールに基づいた瑕疵責任の方が効率的であることを示す。

京都大学大学院 学生会員 ○大西 正光
京都大学大学院 フェロー 小林 潔司
英国・米国仲裁士 正会員 大本 俊彦

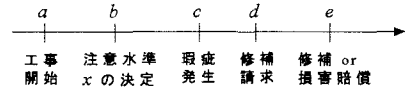


図-1 論理的な順序関係

2. 信義則を前提とする瑕疵責任モデル

(1) モデル化の前提条件

建設契約における瑕疵の発生とその回復に関わる各事象の時間的な順序関係を図-1に示す。請負者は施工時 (時点b) において注意水準 x を決定する。時点cで瑕疵の発生の有無とその規模が確定する。瑕疵が発生した場合に生じる請負者の損失額を D で表し、損失額 D が確率分布 $F(D)$ に従って発生するものと仮定する。工事終了時点dにおいて、発注者が瑕疵の発生を認識した場合には請負者に対して瑕疵の修補を請求する。時点eで請負者は瑕疵を修補 (もしくは損害賠償) する。ただし、 x は連続変数であり、金銭タームで表現されている。さらに、瑕疵の発生確率 $p(x)$ は $dp/dx < 0$, $d^2p/dx^2 > 0$ を満足すると仮定する。

また、瑕疵が発見された時点dにおいて、発生した瑕疵の内容に関して発注者と請負者は共通認識を持つと考える。本モデルにおいては、発注者、請負者の双方が合理的であり、いずれの当事者も私的なレントの獲得を目的とした戦略的行動をとらないと考えている。

(2) 効率的注意水準

瑕疵責任ルールの効率性を検討するためのベンチマークとして、施工時における請負者の社会的に最適な注意水準を求める。社会的に最適な請負者の注意水準は事後的に発生する瑕疵による損失の期待値と注意水準を達成するための費用の総額を最小化するような水準として定義され、

$$\min_x \left\{ x + p(x) \int_0^\infty D dF(D) \right\} \quad (1)$$

と表される。社会的最適な請負者の注意水準は式(1)の x に関する1階の最適化条件

$$1 + p'(x^*) \int_0^\infty D dF(D) = 0 \quad (2)$$

を満足するような x^* として定義される。

(3) 無過失責任による瑕疵責任モデル

わが国の請負契約では、発注者と請負者の間に「信義則」が存在し、工事完了後に発見される瑕疵に対して請負者は無過失責任を負う。本研究では「信義則」を「契

約当事者が各々の権利義務を誠実に履行し、戦略的行動を禁止する」社会的慣習と定義する。このような契約関係において無過失責任ルールを適用した場合、請負者が選択する戦略的行動は

$$\min_x \left\{ x + p(x) \int_0^{\infty} D dF(D) \right\} \quad (3)$$

と定式化される。すなわち、請負者の行動モデルは社会的最適化モデル(1)と一致し、請負者は自発的に社会的に最適な注意水準を選択することが保証される。

(4) 過失責任による瑕疵責任ルール

過失責任ルールの下では、請負者が適正妥当な水準の注意義務（善管義務）を怠った場合に限り瑕疵の修補義務を持つ。請負者が適正妥当な水準以上の注意義務を払っていれば、瑕疵責任から逃れることができる。いま、発注者が判断する適正注意水準を z としよう。このとき、過失責任ルールの下で、請負者が選択する戦略的な注意水準 x^{**} は

$$\min_x \begin{cases} x & x \geq z \text{ のとき} \\ x + p(x) \int_0^{\infty} D dF(D) & x < z \text{ のとき} \end{cases} \quad (4)$$

を解くことにより求まる。この問題の最適解は $x^{**} = z$ となる。いま、発注者が社会的最適化問題(1)の最適解 x^* を適正な注意水準 z として採用することが保証されれば、過失責任ルールを用いても請負者の効率的な注意水準を導くことが可能となる。しかし、過失責任ルールを採用した場合、因果関係を立証する費用に加え、請負者が決定した注意水準を立証する費用がさらに必要となる。以上のことを考慮に入れば、信義則が成立する契約関係においては無過失責任ルールの方がより効率的であると考えられる。

3. 信義則を前提としない瑕疵責任モデル

(1) モデル化の前提条件

信義則が成立しない場合、受注者は発注者による瑕疵修補請求に対して、その後の発注者の戦略を勘案しながら自らの利得を最大化する戦略を採用する。両主体の瑕疵責任を巡る戦略的行動を図-2にモデル化する。ただし、 c_p , c_a は発注者、受注者の紛争費用である。ノードAにおいて受注者が発注者による瑕疵修補請求を拒否した場合、発注者はその請求を第3者（例えば、仲裁廷）の判断に委ねるか取り下げるかを判断する（ノードB）。図-2の部分ゲーム完全均衡解を整理すると受注者の戦略は、

$$\begin{cases} \text{瑕疵修補に応じない} & D < c_p \text{ の時} \\ \text{瑕疵修補に応じる} & D \geq c_p \text{ の時} \end{cases} \quad (5)$$

のようになる。受注者は仮に発注者の修補請求を拒否したとしても、瑕疵による損害が微少な場合、発注者が紛争を発生させる意思のないことを知っているため、瑕疵の修補請求を受注者は受け入れない。

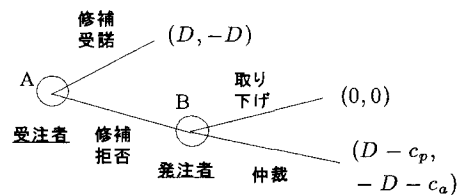


図-2 瑕疵責任に関わる解決メカニズム

(2) 無過失責任ルールによる瑕疵責任モデル

以上でモデル化した状況において、状況の下で無過失責任ルールを適用した場合、受注者の戦略的行動は

$$\min_x \left\{ x + p(x) \int_{c_p}^{\infty} D dF(D) \right\} \quad (6)$$

で表現される。最適な注意水準は1階の最適条件より、

$$1 + p'(x^0) \int_{c_p}^{\infty} D dF(D) = 0 \quad (7)$$

を満足する x^0 として求まる。このとき、受注者が戦略的に選択する注意水準 x^0 と社会的最適な注意水準 x^* の間には $x^0 \leq x^*$ が成立する。信義則が存在しない場合、発注者はすべての瑕疵の修補を受注者に強制することはできないため、無過失責任ルールの下で実現する受注者の努力水準は社会的最適な水準より過小となり、請負者の効率的注意水準は実現されない。

(3) 過失責任ルールによる瑕疵責任モデル

過失責任ルールが適用され、適正な注意水準 z が与えられている場合、受注者の戦略的行動は

$$\min_x \begin{cases} x & x \geq z \text{ のとき} \\ x + p(x) \int_{c_p}^{\infty} D dF(D) & x < z \text{ のとき} \end{cases} \quad (8)$$

と表される。いま、 $z = x^*$ が成立する場合、問題(8)の最適解 x^{00} は $x^{00} = x^*$ となる。従って、過失責任ルールは受注者の効率的注意水準を導く。無過失責任ルールよりも過失責任ルールの方が効率的である。しかし、前述したように、過失責任ルールを採用した場合、受注者が注意水準を立証するための費用が追加的に必要となる。従って、無過失責任ルールと過失責任ルールの効率性の優劣を比較するためには、無過失責任ルールの下で実現する過小な注意水準がもたらす社会的費用と過失責任ルールを採用した場合に発生する取引費用の大小関係を比較した上で総合的に判断する必要がある。

4. おわりに

信義則が成立する前提において、無過失責任ルールに基づいた瑕疵責任の方が、過失責任ルールに基づく場合よりも効率的であることを示した。さらに、信義則が存在しない契約関係を前提としたときに、過失責任ルールに基づいた瑕疵責任の方が効率的であることを示した。責任ルールの設計には、制度的な補完性を考慮する必要がある。